

**第 4 回 制度設計専門会合
事務局提出資料**
～適正取引ガイドラインのパブリックコメント募集の結果等について～

平成 2 8 年 1 月 2 2 日 (金)



電力取引監視等委員会
Electricity Market Surveillance Commission

パブリックコメントの募集の結果

- 平成27年12月17日から平成28年1月19日までの間、「適正な電力取引についての指針」（適正取引ガイドライン）改定案について、パブリックコメント手続を実施した。
- パブリックコメントの数及び主な内容は次のとおり。

パブリックコメントの数

合計	28通
----	-----

主なパブリックコメントの内容（独占禁止法関係部分を除く） 1 / 3

該当箇所	パブリックコメント（要旨）	考え方
第二部 I 小売 分野	<ul style="list-style-type: none"> ■ 請求書・領収書等に記載される託送供給料金相当支払金額について、使用済燃料再処理等既発電費相当額の内訳も表示することを望ましい行為と位置づけるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本委員会としては、電力の適正な取引を確保する観点からは、再生可能エネルギー発電促進賦課金と使用済燃料再処理等既発電費相当額の明示を求める必要はないと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 託送供給料金相当支払金額の請求書・領収書等への表示については、情報システムの整備等が必要となるため、経過的な措置を設けるとともに、その措置内容についてどのような内容を明記することが望ましいのか示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 御指摘のとおり、4月の全面自由化に向け、既に請求書等の発行のためのシステム開発等を進めている小売電気事業者も多く、自由化初期から対応することが技術的に困難な場合も考えられる。そのような場合には、正確な金額に代えて、概算額や適用される託送料金の単価を記載することや、今後のシステム改修の中で対応することが期待される。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2年を超える契約はできないこと及び契約更改時期における事前通知の義務化を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本指針では、小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けることを問題となる行為と記載しており、その該当性については契約条件や需要家と事業者の関係など総合的な事情を勘案して判断される。家庭向けの電力小売では、例えば通信で議論になっている違約金が生じる契約期間が2年を超えるような契約は現状では考えにくいですが、今後、市場の動向を適切に監視し、個別対応では改善が難しい問題が発生した場合に、ガイドライン等への明記を検討したい。 ■ 契約更新に際して、小売電気事業者等には更新後の契約期間などの供給条件の説明義務・書面交付義務が課されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経過措置料金の妥当性は部門別収支（事後規制）を通じた検証で確保されるべきものであり、「経過措置料金と自由料金との整合」という観点からの規制は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「規制無き独占」を防ぐという観点から、みなし小売電気事業者については経過措置料金規制が講じられているが、経過措置期間中において、みなし小売電気事業者が自由料金メニューとして経過措置料金よりも割安な料金設定や、新たなサービス提供を行うことは妨げられていない。なお、経過措置料金から自由料金への内部補助が行われていないかの確認については、小売全面自由化後も引き続き部門別収支計算規則などによる規制が講じられている。

主なパブリックコメントの内容（独占禁止法関係部分を除く） 2 / 3

該当箇所	パブリックコメント（要旨）	考え方
第二部 Ⅱ 卸売 分野	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相対取引の活性化も含め、卸電力市場を活性化し、小売電気事業者が供給力を市場で十分に確保できる環境を整えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改定案で考え方を明らかにしているとおり、小売市場で適切に競争が行われるためには、卸電力市場の活性化は不可欠である。このため、引き続き、その方策を検討するとともに、問題がある行為について監視を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電力取引所における全取引の記録と速やかな公開の実施を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電力取引所での具体的な取引内容は、各取引参加者にとって秘匿性が高い営業情報であり、公開になじまないものである。なお、卸電力取引所における取引については、適切に監視を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ インサイダー情報の社内管理体制の構築を義務化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ インサイダー情報の社内管理については、各事業者の規模、態様等に合わせて、各事業者の自律的な判断による管理体制の構築が望ましいと考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ インサイダー情報として公表されることになる発電所の計画外停止情報をもとに、その不足分を調達する事業者に対し、他の事業者が市場価格のつり上げを行うことがないように厳に監視すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の改定案では、卸電力市場における相場操縦は「問題のある行為」と位置づけており、御指摘のような市場価格のつり上げについても、ガイドラインに沿って適切に監視を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発電所の計画外停止に関するインサイダー情報の公表を、電気関係報告規則に基づく事故情報の報告と一本化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両者は、別々の趣旨・目的に基づいて求めているものであるが、発電所の計画外停止情報等のインサイダー情報の具体的な公表方法については、事業者の負担を軽減する方策を検討していきたい。

主なパブリックコメントの内容（独占禁止法関係部分を除く） 3 / 3

該当箇所	パブリックコメント（要旨）	考え方
<p>第二部 Ⅲ 託送 分野等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 需要種別間の託送供給料金の適切性に関する資料の公表を義務化すべき。 ■ 託送収支に係る過去5年程度の計算書等の公表を義務化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業者により、託送料金の適切性に関する資料の公表が一定程度行われている現状を前提とすると、資料を公表しないことを「問題となる行為」と位置付け、公表を義務化する必要性はないと考える。なお、このような資料については電力取引監視等委員会のホームページに記載されている議事録等閲覧することでも確認することが可能である。 ■ 電気事業法上、事業者は、託送収支に係る資料を毎年公表することが義務づけられているため、そちらをご参照いただきたい。
<p>第二部 Ⅳ 他の エネルギー と競合す る分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ オール電化が原則として自由料金となることを踏まえ、オール電化向けの選択約款を適用する際にガスメーターやガス配管設備の撤去を条件とする行為は選択約款の遵守義務違反となる旨の記載が、ガイドライン改定案では削除されているが、そのような行為が問題となる行為であることは改定案においても明記すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 御指摘のとおり、オール電化は原則として自由料金となるため、選択約款に係る記載はガイドラインから削除したが、オール電化の契約の際のガス設備撤去についても、需要家の保護の観点から問題が生じていないか、適切に監視を行う。

今後の修正（独占禁止法関係部分を除く）

- 技術的な観点からの修正を含め、以下の修正を行うこととしたい。

主な修正点

- パブリックコメントをさらに精査し、必要があれば修正。
- 第一部「適正な電力取引についての指針の必要性と構成」をよりわかりやすくするために簡潔な記述に修正。
- 上記のほか、全体として、技術的な観点からの修正。